

## 用語解説

### ※1 ドメスティック・バイオレンス

女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）など。略DV。

### ※2 セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した不快な性的言動や経験。それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。略セクハラ

### ※3 ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（セックス：生物学的・生理学的な性差）に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー」（社会的・文化的な性差）という。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部。

### ※4 男女雇用機会均等法

昭和60年に、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行なわないため制定された。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。それまで男性優位の風潮があったが、男女雇用機会均等法の施行により、職場の男女平等化の環境整備が図られた。

### ※5 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

### ※6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）

平成3年に、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的に制定された。

### ※7 ライフ・サイクル

人間の生活周期をいい、出生から死までの過程。

### ※8 ノーマライゼーション

障がい者と健常者が、お互いに特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

### ※9 ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、出来るだけ多くの人が利用可能なように製品、建物、空間をデザインすること。